真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	妊婦支援給付金支給事業		担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連する SDGs･DX	
施策名　No	1	子育て支援の充実		

成果指標

名　称	初年度からの実績値の比較 単　位	R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
合計特殊出生率	―	1.09					1.54
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援と、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を効果的に組み合わせることにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施。

○妊婦等包括相談支援事業○
妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる。

○妊婦のための支援給付○
妊婦等の経済的支援を行うために、妊婦支援給付金を支給する。

【対象者】　本市より妊婦給付認定を受けている者　【補助率】 国　10/10
【認定要件】本市に住所を有し、妊娠等の届出を行っている妊婦　※妊娠の届出を行う前に流産した場合は　、医療機関にて胎児の心拍の確認がされている者
【申請期限・支給額】妊婦支援給付金（1回目）…胎児の心拍が確認された日から2年以内　妊婦一人につき5万円
妊婦支援給付金（2回目）…出産予定日の8週間前の日から2年以内　妊娠している胎児の数×5万円

・令和5年1月　国の「出産・子育て応援交付金」を活用し「真岡市出産・子育て応援金支給事業」を開始
・令和7年4月1日　「妊婦のための支援給付」事業を開始。国の予算事業から法定事業へと制度化。「出産・子育て応援金」を「妊婦のための支援給付」、「伴走型相談支援」を「妊婦等包括相談支援事業」と規定。

前年度の課題（Check）

子育て世帯のニーズに即した支援に繋ぐことができているとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。

【課題】
令和７年４月子ども・子育て支援法の改正により、出産・子育て応援金支給事業は法定事業となり「妊婦支援給付金」に移行されるため、改正された児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を効果的に組み合わせて実施し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する必要がある。

7年度振り返り

【１】実績（Do）７年度に実施した事業
【妊婦等包括相談支援事業】妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる。
【妊婦のための支援給付】妊婦等の経済的支援を行うために、妊婦支援給付金を支給した。
・妊婦支援給付金（1回目）…妊婦一人につき５万円
・妊婦支援給付金（2回目）…妊娠している胎児の数×５万円
新制度における実施要綱、事務マニュアルを作成し、事務処理を確立する。オンライン申請フォームを構築した。

【経過措置】令和６年度以前に出生した子の母又はその配偶者に対して、出産・子育て応援金を支給した。
・出産応援金　…妊婦一人当たり５万円
・子育て応援金…児童一人当たり５万円

【２】結果と課題（Check）
転入、転出した受給者情報を電話等で確認することなくマイナンバー制度を活用したシステムで支給確認ができるようにするため、国からの通達により令和7年度中にシステム改修を実施した。
受給者情報をシステムに登録し、令和8年6月に情報連携を開始するため準備を行い、適正な情報管理及び支給を行う必要がある。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【３】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

（1）ただちに取り組むべきこと
・健康管理システムへR7.4.1以降の妊婦支援給付金支給情報の登録を早期に行う
・関係機関との調整及び準備が整い次第、マイナンバー制度を活用した情報連携を開始する。

（2）長期的な計画で検討すること